

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文 目次

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）	1
二 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）	2
三 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）	6
四 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）	8

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第一条の二関係）			
二 三 五	(略)	二 一	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	カドミウム又はその化合物	カドミウム又はその化合物	カドミウム又はその化合物
	○・三ミリグラム以下	試料一リットルにつきカドミウム 一ミリグラム以下	試料一リットルにつきカドミウム 一ミリグラム以下

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第一条、第三条関係）			別表第一（第一条、第三条関係）		
	第一欄	第二欄		第一欄	第二欄
一	（略）	（略）	一	（略）	（略）
二	カドミウム又はその化合物	試料一キログラムにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下
二五	（略）	（略）	二五	（略）	（略）
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）		
	第一欄	第二欄		第一欄	第二欄
一	（略）	（略）	一	（略）	（略）
二	カドミウム又はその化合物	試料一キログラムにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	二	カドミウム又はその化合物	試料一キログラムにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下

別表第四（第二条関係）			別表第三（第二条関係）		
二	一	第一欄	三 三	三 三	（略）
カドミウム又はそ	（略）		（略）	（略）	
試料一リットルにつきカドミウム〇	（略）	第二欄	（略）	（略）	
			二	一	第一欄
			カドミウム又はそ の化合物	（略）	
			検液一リットルにつきカドミウム〇 ・〇〇三ミリグラム以下	（略）	第二欄

別表第四（第二条関係）			別表第三（第二条関係）		
二	一	第一欄	三 三	三 三	（略）
カドミウム又は	（略）		（略）	（略）	
試料一リットルにつきカドミウム〇・	（略）	第二欄	（略）	（略）	
			二	一	第一欄
			カドミウム又はそ の化合物	（略）	
			検液一リットルにつきカドミウム〇 ・〇一ミリグラム以下	（略）	第二欄

二五	三	二	一		別表第五(第三条関係)	三	三	の化合物
(略)	(略)	(略)	(略)	第一欄		(略)	(略)	・〇三ミリグラム以下
(略)	(略)	カドミ ウム又 はその 化合物	(略)	第二欄		(略)	(略)	
(略)	以下 グラム	〇・〇 ミウ ム	検液一 リット ルにつ きカド ミウム	第三欄		(略)	(略)	

二五	三	二	一		別表第五(第三条関係)	三	三	その化合物
(略)	(略)	(略)	(略)	第一欄		(略)	(略)	一ミリグラム以下
(略)	(略)	カドミ ウム又 はその 化合物	(略)	第二欄		(略)	(略)	
(略)	下 ラム以	〇・三 ミウ ム	検液一 リット ルにつ きカド ミウム	第三欄		(略)	(略)	

別表第六(第三条関係)

二 三 五		二	一	
(略)		(略)	(略)	第一欄
(略)		カドミ ウム又 はその 化合物	(略)	第二欄
(略)	以下 グラム 九ミリ 〇・〇 ミウム きカド ルにつ リット 検液一		(略)	第三欄

別表第六(第三条関係)

二 三 五		二	一	
(略)		(略)	(略)	第一欄
(略)		カドミ ウム又 はその 化合物	(略)	第二欄
(略)	下 ラム以 ミリゲ 〇・三 ミウム きカド ルにつ リット 検液一		(略)	第三欄

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
別表第二（第一条、第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三（第二十六条関係）		別表第三（第二十六条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第四（第二十六条関係）		別表第四（第二十六条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
(略)	(略)	(略)	(略)